

議案第 5 1 号

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 条例の適用範囲を拡大するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（平成9年3月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月31日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による狭あい道路の拡幅整備に係る手続については、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。